

## 令和2年度青森県在宅医療推進医療クラーク導入事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、地域医療構想の実現に向けて、在宅医療に取り組む医師をサポートする体制づくりにより、在宅医療の推進を図るため、在宅医療に取り組む診療所が行う在宅医療推進医療クラーク導入事業（以下、「補助事業」という。）に要する経費について、令和2年度予算の範囲内において、当該診療所に対し、青森県在宅医療推進医療クラーク導入事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助事業者)

第2 補助金の交付の対象となる診療所（以下「補助事業者」という。）は、在宅医療に取り組み、令和2年度の対象患者数（居宅における訪問診療実患者数に3を乗じた値と介護施設における訪問診療の実患者数の値との合計）の計画値が、令和元年度の対象患者数の実績値を1.2以上上回る計画を策定している診療所とする。

### (補助対象経費及び補助金の額)

第3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の表の第1欄に掲げる経費とし、補助金の額は、同表第2欄に定める基準額又は補助対象経費の実支出額のいずれか低い額を選定し、当該選定された額又は総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のいずれか低い額に同表第3欄に定める補助率を乗じて得た額以内の額（千円未満の端数のある場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

1 補助対象経費	2 基準額	3 補助率
補助事業者が自らの診療所に配置する医師事務作業補助者（医療クラーク）の 人件費（給料・諸手当及び法定福利費）	1施設当たり2,000千円	2分の1

### (申請書等)

第4 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助金所要額調書（第2号様式）
- (2) 事業計画書（第3号様式）
- (3) 歳入歳出予算書の抄本（補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の収支予算額を備考欄等に記載すること。）
- (4) 医師事務作業補助者の勤務予定表等の写し
- (5) 医師事務作業補助者の人件費算定資料等
- (6) 訪問診療の実施計画書（第4号様式）

(7) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の申請書の提出期限は、別途通知する。

(補助金の交付の条件)

第5 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

(1) 補助事業の内容の変更（補助金の額の増額を伴わない補助対象経費の20%の範囲内における額の変更その他知事が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、事業変更承認申請書（第5号様式）を知事に提出してその承認を受けなければならない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、事業中止（廃止）承認申請書（第6号様式）を知事に提出してその承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(5) 令和2年度から令和4年度まで、毎年度の訪問診療の実施実績を翌年度の4月30日までに訪問診療の実施実績（第7号様式）により知事に報告しなければならない。

(6) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合において、仕入控除税額報告書（第8号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項第6号の報告があった場合においては、当該消費税等仕入控除税額相当額の全部又は一部を返還させることがある。

(申請の取下げの期日)

第6 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第7 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(状況報告)

第8 規則第10条の規定による報告は、令和2年12月31日までの状況を記載した事業状況報告書（第9号様式）を令和3年1月15日までに提出して行うものとする。

(実績報告)

第9 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は令和3年4月15日のいずれか早い日までに事業完了（廃止）実績報告書（第10号様式）に次の書類を添えて行うものとする。

- (1) 補助金所要額精算書（第11号様式）
- (2) 事業実績報告書（第12号様式）
- (3) 歳入歳出決算書（見込書）抄本（補助事業の決算見込額を備考欄等に記載すること。）
- (4) 医師事務作業補助者の勤務表等の写し
- (5) 医師事務作業補助者の人件費支払い明細等の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 前項の報告を行うに当たり、消費税等仕入控除税額が明らかな場合においては、当該消費税等仕入税額を減額して報告するものとする。

(補助金の請求)

第10 補助金の請求は、補助金請求書（第13号様式）を令和3年4月30日までに知事に提出して行うものとする。

附 則

この要綱は、令和2年5月8日から施行し、令和2年4月1日から適用する。